

平成 29 年 5 月定例総会

小値賀町農業委員会総会議事録

平成 29 年 5 月 24 日（水）

午後 1 時 30 分～午後 2 時 00 分

小値賀町役場 2 階第 1 会議室

小値賀町農業委員会

1. 開催日時：平成 29 年 5 月 24 日（水） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 00 分
2. 開催場所：小値賀町役場 2 階第 1 会議室
3. 出席委員：（16 人）

会長			松口政之		
会長職務代理者	1 番		松山多作		
委員	2 番	近藤良治	3 番	辻勉	4 番（欠員）
	5 番	吉田英章	6 番	宮崎幸二	7 番 迎広子
	8 番	土川浩子	9 番	北野長義	10 番 下山勝宏
	11 番	筒井正美	12 番	近藤茂樹	13 番 吉永信義
	14 番	大久保勉	15 番	小崎八郎治	16 番 木村吉照
	17 番	前田猛			

4. 欠席委員： 14 番 大久保勉委員

5. 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について 9 番 北野長義委員 10 番 下山勝宏委員
- 第 2 議案第 9 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号に基づく農地転用の届出について
- 第 3 報告第 4 号 農地法第 18 条第 1 項の規定の基づく賃貸借権の合意解約について
- 第 4 その他
 - ・平成 29 年 6 月の予定について
 - ・その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 中村 慶幸
書記 岩坪 百合

7. 議事参与制限 7 番 土川浩子委員（議案第 9 号）

8. 会議の概要

事務局長： 皆さん、こんにちは。

全委員： こんにちは。

事務局長： 定刻となりましたので、ただいまより、平成 29 年 5 月の小値賀町農業委員会定例総会を開催いたします。

本日の欠席委員は大久保委員 1 名です。出席委員は 16 名で定足数に達しておりますので、

総会は成立しております。

それでは、会長にあいさつをお願いいたします。

松口会長： 皆さん、こんにちは。

全委員： こんにちは。

松口会長： 久々の雨で、大変助かっているかと思います。雨の量は少なく、ため池にはまだ溜まっておらず、もう少し降ってもらえればと思いました。それでは始めたいと思います。

日程第1 会議録署名委員の指名について、議題とします。私に一任できますでしょうか。

<異議なし>

松口会長： ありがとうございます。9番 北野長義委員、10番 下山勝宏委員にお願いします。

続きまして、日程第2 議案第9号 農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用の届出についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

岩坪書記： 日程第2 議案第9号、農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用の届出については、農業委員会等に関する法律第31条の規定の参与制限にかかりますので、土川浩子委員は退席をお願いします。

<土川委員 退席>

岩坪書記： それでは、議案第9号について説明いたします。

申請地の所在は、柳郷字長崎◇◇◇◇番◇の畑、面積は◇◇◇㎡です。転用面積は84㎡で、届出人は柳の○○○○さんです。

転用の目的は、肉用牛を多頭飼育するための簡易牛舎の設置です。給餌用の連動スタンション付の簡易牛舎です。壁のない木造屋根付き平屋で、幅7m長さ12mの簡易牛舎を建設するそうです。200㎡未満の農業用施設への転用は、農地法第4条第1項第8号で謳われており、県知事の許可は不要であり、農業委員会への届け出のみで良いことになっています。今回の転用は、転用面積84㎡で小規模であるため、県への許可不要案件にあたり、農業委員会への届け出のみとなります。

資料2枚目をご覧ください。字図で場所を示しております。

資料3枚目は航空写真を添付しております。

資料4枚目は申請地の現地写真です。3月の総会の折に、皆さんにも確認してもらっているとおりです。写真には150㎡の面積で記載しておりますが、実際に届け出があった転用面積は84㎡となっております。

最後に設計図2枚を添付しておりますが、壁なしの木造屋根付き平屋建ての簡易牛舎になります。また、農用地区域の変更手続きについては、農業振興地域内の農用地には指定され

ていませので、不要となります。以上で説明を終わります。

松口会長： 事務局から説明がありましたが、この件について、地元の委員さんから、何かありますか。

木村委員： 規模拡大ということで、私は特に問題はないかと思ひます。よろしくお願ひいたします。

松口会長： 現場については、前回確認をしていますので皆さんも把握しているかと思ひます。この件について、異議はございませんか。

<異議なし>

松口会長： ありがとうございます。許可することにいたします。

<土川委員、入室>

松口会長： 続きまして、日程第3 報告第4号 農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権の合意解約についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

岩坪書記： それでは、報告第4号をご覧ください。

今回の合意解約の件数は、33件です。田が11筆、畑が40筆で合計51筆です。合計面積60,326㎡の報告となります。

1番の案件につきましては、中村の●●●●さんと相津の□□□□さんが、農地法第3条の許可を得て賃貸借契約をしていたものですが、今回、議案に記載している農地について、新たな借り手が出てきたため、双方合意の上、解約することになっております。

2番から33番の案件につきましては、大島地区において、農地中間管理事業での契約とするために、双方合意の上、解約することになっております。

それぞれの詳細な内訳については、報告第4号に記載のとおりとなっておりますので、内容は割愛させていただきます。以上で説明を終わります。

松口会長： 事務局から説明がありましたが、何か質問はございませんか。

先程も説明がありましてとおり、すべての農地は中間管理事業の方に預けるといふことで、解約後に農地が荒れるといふことはなにかと思ひます。

何もございませんでしたら、合意解約といふことにご異議はございませんか。

<異議なし>

松口会長： ありがとうございます。

続きまして、日程第4 その他についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

岩坪書記： その他についてです。

6月の日程については、27日以降が町長不在のため、26日に慰労会等も含めてと思っているのですが、皆さんどうでしょうか。

松口会長： 前回総会の時は月末の30日予定と伝えておりましたが、町長も、現委員の総会が最後ということで、出席したいと言われております。全員参加ということで、日程調整をしていただければと思います。時間は議案次第ですが、少し遅い時間になるかと思います。

岩坪書記： 確認ですが、6月の日程は6月26日（月）の15時からの予定です。総会終了後、18時から慰労会という形でよろしいでしょうか。

次に、農協の方から何点か報告がありますので、お知らせします。

6月17日の土曜日・18日の日曜日で展示会が予定されております。同時に、18日はメロン祭りも予定されているということです。

次の日、6月19日の月曜日は、11時から小値賀支店において地区別研修会を開催するそうです。組合員の皆様には、後日、文書で通知があるかと思えます。

6月28日の水曜日は、通常総代会が予定されております。

農協からは以上です。

松口会長： 共済からは何かありますか。

吉永委員： 特にありません。

松口会長： 土地改良区からは何かありますか。

筒井委員： 特にありません。

松口会長： みなさん方から何かありませんか。

事務局長： 何もないようでしたら、私の方からご報告をいたしたいと思えます。

先日、5月16日・17日に、県内の会長・事務局長会議の前期ということで佐世保の方で開催されました。その中で、農業新聞についてです。今度、7月から新体制になりますけれども、退任委員さんにおかれましても退任後3年間は購読を継続していただきたいというお話がありました。紙面の内容が、農業委員向けに編集しており、一般の農家さんに推進するのに興味を持っていただける内容になっていないので難しいという意見がございました。農業会議の方から、紙面の内容に関しては努力をしていますのでよろしく願いいたします、ということでした。

もう一点、新田の土地の活用についてです。■■■■さんが放牧をしたいという希望がありまして、教育委員会と調整を図ってきました。最初に、昭和63年の航空写真で鎌倉時代の地割の痕跡があるということで話があっておりました。現場の一部を刈り払って畔を確認

したら、よくわからない状態になっておりました。そのような状態なので使うことはできないかと話をしていたのですが、このほど、教育委員会から正式に回答がありました。町の文化財調査委員会というのがありますが、その答申ということで、当時は畔の確認もあり農地として利用するということでしたので、文化財という観点から、ふさわしくないと回答せざるを得ないという連絡がっております。

近藤良治委員： 文化財などのそういう意味合いはわかるのですが、不可能を可能にしてくれるのが・・・

事務局長： 以前、お話ししたかと思いますが、不可能ではないです。その代りに、畔を保護する形で盛り土化すると使えますということになるかと思いますが。盛り土をする前に、埋蔵文化財の調査をしないとイケないという格好になります。一旦、教育委員会の方で調査があり、ここでお金がかかります。次に、産業振興課の方で盛り土の話し合いなどを行い、お金も期間も相当かかります。

松山委員： 写真は、昭和63年のものですね。もう30年前のことで、今できなければ、これから先もできないということになるかと思いますが。

前田委員： いくら文化財などと言っても、葦のまま放つといってもどうしようもないかと思いますが。

松山委員： 小値賀のためには何もならないと思います。

前田委員： 文化財もある程度、手が入ってきちんと整備していれば何も言わないです。

松口会長： 何百何年にこれが出来ましたと、はっきり歴史がわかっているのも、そういうので言われるのかと思います。

松山委員： 草を刈っても、その形跡を見つけられなければ同じことだと思います。

松口会長： 葦で田んぼ自体を盛り上げているので、あの高さになっています。国土調査の時、釘を畔の真ん中に打っているのも、見つけるときはその釘があるのでわかります。耕したり、耕作することは可能です。

事務局長： 今、前田委員が言われたように、農地なので産業振興課としてはどう考えるのかとなります。

近藤茂樹委員： それがイノシシの住み家になるのならば、牛を放牧してイノシシの被害を少しでも解消するという考えを出してもいいかと思いますが。明らかに、イノシシの住み家になっています。

近藤良治委員： 新田のイノシシは大きいです。

松口会長： 重要文化的景観になって、まだ年数は経っておりません。

事務局長： 埋蔵文化財と遺跡台帳カードというのがあるのですが、搭載年月日はありません。

前田委員： 新田の葦の状態は、県からは何も言われないのですか。

事務局長： 重要文化的景観なので、町の景観計画の中に農地としての利用を考えていきますと、記載されております。

松口会長： 県の農地担当から指摘があります。景観の方と部署が違います。

事務局長： 文化財サイドから見ると、壊されずにまだ残っています。保存されているといえれば保存されているという見方になるのかと思います。

松山委員： 保存した状態でそのままにしておいても、人間がいなくなってから扱っても一緒のことだと思います。農地なら農地で活用するのが本当のことだと思います。

事務局長： 畔を壊さないように、農地を活用するということになります。

前田委員： 葦の状態になって何十年となるのですか。鉄塔が建ったあとですか。

松山委員： 今、航空写真で畔が確認できたのは昭和63年と言われているので、それから30年ですので、今は確認できないと思います。

松口会長： しかし、平成10年の田植えはしていました。

松山委員： 新田の水路の下のところは、まだ田植えをしていました。

前田委員： 農地利用で放牧をしたいと言っている方には、貸してもいいかと思います。

松口会長： そうなると、いずれは非農地化にしなければいけなくなってくるかと思いますが。下の方は何人か作っているのでは外されないのですが、誰も作らなくなれば農地のままにしているもどうにもできません。小値賀あたりは面積もないので、20haの面積で、非農地化の割合が多くなります。

下山委員： 減反調整が、一番影響があるかと思います。

松口会長： 一番、影響はあるかと思います。深いところから外してきましたので。

前田委員： 今は高齢化と、米の価格がある程度低迷してきたので、みんな作らなくなりました。

松口会長： 難しい問題です。

それでは、ほかに皆様方から何もなければ、これで総会を終わります。来月で最後ですので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。